

別府港北浜ヨットハーバー管理規定（ビジター用）

1 許可対象船舶

下記の条件を全て満たしていなければ、許可できません。

- (1) 施設内に係留が可能な船舶であること。
- (2) 漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船でないこと。
- (3) 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第2条第2項に規定する遊漁船でないこと。
- (4) ろかい舟その他これらに類する無動力船でないこと（ディンギーヨットを除く）。
- (5) 水上オートバイでないこと。
- (6) 船籍票（総トン数5トン以上の船舶に限る）及び船舶検査証書の交付を受けた船舶であること（ディンギーヨットを除く）。
- (7) 船舶検査証書の有効期限が切れていないこと。
- (8) その他知事が施設の使用を不適当と認めた船舶でないこと。

2 船舶の係留

- (1) 指定された場所に係留してください。
- (2) 人災（盗難・衝突等）、天災（台風・津波等）による船舶の損傷等については、管理者はその責を負いません。
- (3) 台風等により被害が予想される場合は、他の船舶に被害が及ばぬよう措置を講じてください。
- (4) 港湾施設や他の船舶に損害を与えた場合は、使用者の責任においてその損害を賠償してください。
- (5) 使用許可を受けた者は、賠償責任保険に加入し、事故対応を事前に図っておいてください。

3 禁止事項

- (1) 施設内での営業行為及びこれに類する行為（管理者が許可した場合を除く）。
- (2) 施設や他艇を損傷し、又は毀損する恐れのある行為。
- (3) 施設内に用具又は資材等その他の物件を放置すること。
- (4) 施設内にゴミ、汚物及び有害物質等を投棄すること。
- (5) 施設内に有害物、爆発物、その他危険物を持ち込むこと（艇内の炊事用、暖房用燃料は除く）。
- (6) 施設内での魚釣り、遊泳、花火、火気の使用。
- (7) 施設内での飲酒。
- (8) ボードヤードへの車両の乗り入れ（管理者が許可した場合を除く）。
- (9) 他の使用者や周辺住民に迷惑、不快感、不安感を与える行為。

4 遵守事項

- (1) 港湾施設や他の船舶に損害を与えた場合は、速やかに管理者（管理人）に報告してください。
- (2) ゴミは持ち帰ること。
- (3) 節電・節水に心がけてください。
- (4) 荒天時の入出港については、自己責任で判断してください。
- (5) この管理規定に定めのないものは、管理者（管理人）の指示に従ってください。

別府港北浜ヨットハーバー一般使用（ビジター用）使用料金表

ヨット・モーターボートの係留

H 2 2 . 7 . 1

区分	種 類	単 位	金 額 (円)
浮	船長 5 m 未満の船舶	—	2, 1 0 0
	船長 5 m 以上 6 m 未満の船舶		2, 4 0 0
	船長 6 m 以上 7 m 未満の船舶		2, 7 0 0
棧	船長 7 m 以上 8 m 未満の船舶	日	3, 0 0 0
	船長 8 m 以上 9 m 未満の船舶	—	3, 3 0 0
	船長 9 m 以上 1 0 m 未満の船舶		3, 6 0 0
船長 1 0 m 以上 1 1 m 未満の船舶	4, 0 0 0		
橋	船長 1 1 m 以上 1 2 m 未満の船舶	隻	4, 4 0 0
	船長 1 2 m 以上 1 3 m 未満の船舶		4, 8 0 0
	船長 1 3 m 以上の船舶		5, 2 0 0

サービス施設

給水施設	1 回	3 5 0
給電施設	1 回	2 5 0